

## 第6章 基本構想の実現に向けて

### 1. 市民と行政との協働による積極的推進

基本構想を実現していくには、市民や企業などの協力がが必要です。私たちのまちは私たちが責任を持ってつくるという考えのもとに、市民と行政との協働による基本構想の積極的な推進に取り組みます。



- 情報の公開と提供を、わかりやすく積極的に行い、行政情報などの共有化をすすめるとともに、時代の変化に応じた、個人情報保護の充実に努めます。
- 市民、企業などの意見提案の機会を増やし、市政運営に反映します。
- 新たな計画策定や新たな事業実施の際には、市民の参画を得て、市民と行政との協働による住みやすいまちづくりに取り組みます。

### 2. 開かれた都市運営

基本構想の実現のため、事業の進捗状況を明示し、市民の意見提案を受け、社会情勢や経済状況の変化を先取りできる態勢を整え、市民とともに歩む都市運営に努めます。

- 時代のニーズに対応できる政策立案機能を高めるとともに、事業の進行管理と評価システムを整え、基本構想の実現に取り組みます。
- 健全財政を維持し、基本構想の実現に向け、簡素で効率的な都市経営を実行します。
- 社会経済環境の変化の状況に対応し、柔軟な姿勢で見直しを行います。



### 3. 広域的行政運営

基本構想の実現に向けて、広域的対応を必要とする分野の事業展開については、国、県、市町村などと連携して、効率的で効果的な行政運営に努めます。



- 近隣の市町村との連携を深め、広域行政を推進します。
- 県の総合計画がめざす「成熟した市民社会」の形成に向け、本市の役割を分担すると同時に、国や県と連携して本市の基本構想の実現に取り組みます。
- 効率的で効果的な施策が展開できるように、内外の市町村と交流・連携を推進します。